

破砕業の審査基準

制定：平成 27 年 4 月 1 日

改正：令和 3 年 4 月 1 日

- 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項の破砕業の許可申請及び法第 70 条第 1 項の破砕業の事業範囲変更許可申請に対する審査について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条に規定する審査基準を定めることによって、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。
- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2 部（正本、写し）揃っていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
 - (4) 所定の書類及び法定添付書類が完備していること。
 - (5) 許可申請に係る審査手数料が全額納付されていること。
- 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - (1) 施設に係る基準
 - ア 解体自動車及び自動車破砕残さを保管する場所の周囲にみだりに人が立ち入るのを防止することができる次の要件を満たす囲いが設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。ただし、崖等によって人が立ち入ることが不可能であることが明確な場合にあってはこの限りでない。
 - (7) 囲いは、原則として地盤面から 1.8 メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により破損しない構造であること。
 - (4) 出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。
 - イ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じられた施設を有すること。
 - ウ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、第 6 項第 1 号に掲げる要件をみたす施設を有すること。
 - エ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有し、かつ、第 6 項第 2 号に掲げる要件をみたすものであること。
 - (2) 申請者の能力に係る基準
 - ア 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - (7) 解体自動車の保管の方法

- (イ) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (ロ) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
- (ハ) 排水処理施設及び排水溝の管理の方法(これらの施設を設置する場合に限る。)
- (ニ) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法
- (ホ) 解体自動車の運搬の方法
- (ヘ) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (ヘ) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (コ) 火災予防上の措置

イ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

4 申請者が法第 69 条第 1 項第 2 号で規定される法第 62 条第 1 項第 2 号イから又までのいずれにも該当しないこと。この場合において、同号ホに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」(おそれ条項)の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。)について、過去に繰り返し許可の取消処分を受けている者
- (2) 法、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成 14 年政令第 389 号。以下「令」という。)第 6 条各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者
- (3) 前号に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
- (4) 業務に関連して建築基準法(昭和 25 年法律 201 号)、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)等の他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

5 事業を行う場所の立地については、岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例施行規則（平成 29 年岡崎市規則第 36 号）別表第 3 ウに規定する区域とし、かつ、次の事項及び要件に適合すること。

(1) 周辺環境に関する留意事項

ア 上水道、簡易水道等の飲用水への影響のおそれがないこと。

イ 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。

ウ 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。

エ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。

オ 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。

カ 次に掲げる施設について、生活環境の保全上の適正な配慮がなされていること。

(7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

(4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所[※]

(5) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(7) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(4) 保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(2) 立地場所に関する要件

ア 事業に係る土地の使用権限が得られ、かつ、破砕業の実施について、事業に係る土地の所有者の承諾が得られること。

イ 事業に係る土地までの搬出入道路（国道、県道及び市道を除く。）は、次の条件を有していること。

(7) 道路幅員は、搬出入車両の通行に支障がないよう確保できること。

(4) その他必要に応じて安全施設等の整備を行うこと。

ウ 関係法令の規制に係る協議等は以下によること。

(7) 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例（平成 29 年岡崎市条例第 18 号）第 7 条第 1 項に規定により、市長と協議しなければならない場合は、協議が終了していること。

(4) 関係法令の規制を受ける場合は、関係行政機関と協議がなされていること。

(5) 関係法令の規制を受けない場合は、関係行政機関の確認がなされていること。

6 事業の用に供する施設は、次の構造に関する基準に適合すること。

(1) 破砕施設

ア 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可を受けている施設であること。

イ 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

(2) 自動車破砕残さの保管施設

ア 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

イ 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられていること。

ウ 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。

エ 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の施設を有すること。

7 行政手続法第 6 条に規定する標準処理期間は 90 日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

8 この審査基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に許可申請のあったものについては、適用しない。